

第48号議案

非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年6月27日

品川区長 森 澤 恭 子

非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年品川区条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「27,800円」を「28,200円」に、「583,800円」を「592,200円」に、「9,266円」を「9,400円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（説明）非常勤職員に係る報酬の上限額を見直す必要がある。